

平成20年度  
男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業  
（実施案）

## I. セミナー等の開催（別添参照）

概要：ワーク・ライフ・バランスの普及を図るために、男女共同参画推進連会議をはじめ、地域版連携会議及び地域の男女共同参画センター等との共催によりセミナー等の開催を行う。

共催対象：①連携会議構成団体等との共催  
②「地域版」の男女共同参画推進連携会議類似の会議・組織との共催  
（男女共同参画センターや自治体等との共催も想定）

経費：会場借料や運營業務に関する費用を内閣府にて規定に基づき負担。  
上限を200万円程度、数件程度を予定。

事業の流れ：4月中旬 企画案を募集（5月中旬、募集締切）  
5月下旬 対象とするセミナー等の決定  
夏頃以降 実施  
年度内 報告書を内閣府に提出

## II. アドバイザー派遣事業

概要：ワーク・ライフ・バランスの取組みを支援するため、地方自治体、連携会議等が行うワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナー、各種研修などに有識者を講師として派遣する。

派遣者：ワーク・ライフ・バランスの専門家  
（当面、専門調査会委員や専門調査会委員の推薦者等を想定）

経費：講師に対する謝金と交通費を内閣府にて規定に基づき負担。

（募集方法等、詳細については別途派遣要領等を定める予定。）

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業  
におけるセミナー等の共催団体の募集について  
[連携会議構成団体との共催]

1 趣旨・目的

将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造して行くためには、男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動を自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指す、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は極めて重要であり、男女共同参画の推進にとっても重要な課題です。

昨年末に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定されました。これを受け、今年を「仕事と生活の調和元年」として仕事と生活の調和が実現した社会を目指し、関係者による積極的な取組を全国に展開していくこととしています。

男女共同参画推進連携会議は、男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報・意見交換その他必要な連携を図り、国民的な取組を推進するための会議であり、18名の有識者と、90の団体により構成されています。構成団体は、いずれも全国的な組織を持つ団体であり、団体の組織力を活かした取組を積極的に進めることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることが可能となります。

このため、内閣府においては、男女共同参画推進連携会議の構成団体が行うワーク・ライフ・バランスの推進に関する普及啓発活動（シンポジウム、セミナー等の実施）を内閣府及び男女共同参画推進連携会議と共催で実施することにより、更なるワーク・ライフ・バランスの普及を図りたいと考えています。

2 対象：

- ・ 一般の方々、関係団体の方々を対象とした、ワーク・ライフ・バランスの推進に資するシンポジウム、セミナー等  
※団体の内部組織や地方支部等が実施する場合も含みます。

3 共催

内閣府、男女共同参画推進連携会議

※この他の関係団体を共催団体として加えることも可能です。個別にご相談下さい。

#### 4 内閣府にて負担する経費（目安）

- ・講師謝金、講師旅費（内閣府規定による）
- ・借料及び損料（会場借料、付属設備使用料—ただし、公的施設又は低廉な施設とする）
- ・印刷製本費（チラシ、ポスター、プログラム）
- ・運営費（募集受付・管理、当日受付・案内等企画・立案を除く運營業務全般）
- ・雑役務費（要約筆記または手話、託児）

※ 上記内閣府が負担する経費に自己負担を追加していただくことも可能です。  
詳細につきましては、個別にご相談させていただきます。

※ 1件の上限を200万円程度、開催件数を2～4件とする予定。

#### 5 事業の流れ（全体）

(1) 4月14日：共催の対象となるセミナー等の企画案の募集

(2) 5月16日（金）：募集締切（開催企画案提出）

(3) 5月下旬：対象となるセミナー等の決定

（実施細目の調整等）

(4) 夏頃～：企画案をもとに適宜、内閣府と協議しながらセミナー等を実施

(5) 年度内：事業実施後、報告書を内閣府に提出

※状況に応じて追加募集します。

※男女共同参画推進連携会議にて結果報告をしていただく場合があります。

#### 6 対象となるセミナー等の決定

企画案の内容、予算額等を総合的に勘案し、内閣府において決定します。

なお、事前にセミナー等の内容や予算等企画案の詳細について問い合わせをさせて頂く場合もあります。

#### 7 お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局総務課 連携会議担当 島崎

TEL：03-5253-2111（内線 83704）

03-3581-2549（直通）

FAX：03-3581-9566

## 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業

### 企画案の作成について

下記の内容について現時点において想定できる計画内容を記載して下さい。分量はA4、1～2枚程度で可。様式は問いません。参考資料等の添付も可。

#### 記

- ◆趣旨・目的
- ◆名称（仮称でも可）  
（例）〇〇シンポジウム、〇〇セミナー
- ◆日時（おおよその時期でも可）  
平成〇〇年〇月〇〇日
- ◆場所（想定している場所でも可）  
（例）・〇〇センター〇〇ホール（〇〇県〇〇1－3）  
・〇〇団体〇〇会議室
- ◆対象者  
「働く女性 〇〇人程度」「学生 〇〇人程度」等、想定できる対象を具体的に記載して下さい。
- ◆内容（構成等）  
「基調講演」「パネルディスカッション」等、想定できる内容を具体的に記載して下さい。